

大規模小売店舗立地法の意見書の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により次のとおり意見書の提出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

公 告 日：令和7年10月21日

店 舗 名：ドラッグコスモス佐伯向島店

設 置 者：株式会社コスモス薬品

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振
興課及び大分県南部振興局

縦 覧 期 間：令和7年10月21日～
同年11月21日

意見の概要：駐車場及び店舗の安全対策に関する事項